

23 国際第 404 号

関税割当公表第 41 号の 4

平成 23 年度上期のとうもろこし（単体飼料用（丸粒）以外）の
関税割当て（第 2 次公表）について

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和 40 年農林省令第 13 号）
第 6 条の規定に基づき、とうもろこし（関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）
第 13 条第 1 項の規定の適用を受けるもの及び関税暫定措置法施行令（昭和
35 年政令第 69 号）第 3 条に規定するところにより飼料用に供するものを除
く。以下同じ。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

平成 23 年 8 月 9 日

農 林 水 産 省

記

第 1 分類別割当数量及び通関期限

1 分類別割当数量

コーンスターチ用

ア 糖化用	194,105 トン
イ 一般用	50,758 トン
ウ 新規用途用	224,303 トン
合 計	469,166 トン

2 通関期限 平成 23 年 9 月 30 日

第 2 関税割当申請書受付及び関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第 3 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間 平成 23 年 8 月 16 日（火）から同年 8 月 18 日（木）まで
ただし、平成 23 年度上期のとうもろこし（単体飼料用（丸粒）以外）の関税割当てについて（平成 23 年 3 月 11 日付け 22 国際第 1059 号関税割当公表第 41 号。以下「平成 23 年度上期公表」という。）第 3 の 1 の本文の期間において関税割当申請書を提出した者であって、当該申請書に記載した申請数量、使用計画等に変更のない者は、今回は申請書の提出を必要としない。

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後 2 時から午後 4 時まで

第 4 関税割当申請者の資格、提出書類、割当基準等

関税割当申請者の資格、関税割当申請書に添付すべき書類等、割当基準、関税割当証明書の発給、報告その他関係事項等に関しては、平成 23 年度上期公表による。